時事新報

第千二百十八號
明治十九年三月九日 火曜日（戊辰）
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓五十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵稅一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ揭クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ配達無料ニテ配達

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一回限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
初行	千	八錢	七錢	六錢
五十行	九	七錢	六錢	五錢八厘五毛
三十一行以上	八	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

外國に行く者は其往くに任す可し

河豚の美味を忘るゝ能はずと雖ども一命亦愛まむ可しと儒柔不斷の人心と評したるものあらん蓋し人事不如意一見甚だ危險なるが如くに思はるゝものなりと雖ども斷然として行ふて終に成跡の美なるもの多し河豚の有毒は世の實驗に於て往々明證を見る可しと雖ども人事の利害禍福は之を豫定すること甚だ易からず唯有識の士は目下の現相に驚かずして事の勢に任じて以て成跡の美を數年の後に期するのみ、始中終、美に始まりて美に行はれ以て美に終るが如きは固より願ふ所なれども不如意の人間世界には例あきと如何せん方今我國の人民が漸く外國交通の便利あるを知りて漸く外行又移住の事を企る者多きに當りて之と獎勵する者なれば又これを止むる者ありて云く外交日に親密にして我國人の海外に往來するは固より願はしけれども今の外國行と企る者を見るに皆無資力の貧民にして身に所得の藝能もなく漫然海外に徘徊すると聞て爭ふて之に赴き攫られ先づ先ば如何なる樣あてあるかと尋れば東西も分らず異國の孤客、艱難辛苦して僅に衣食によりつき貧すれば自から人の侮と受け本人は恥辱のみか之を大にすれば日本國の體面にも關すること少なからず以ての外の[illegible]人民の外國行は成る可き丈け之を防ぎ止む可し[illegible]なり我輩もまの點に於ては至極同說にして日本[illegible]の者共が隊伍を成して[illegible]を外國の地に[illegible]る事あれども左ればとて之を防ぐに[illegible]を用ゆ可きや貧民は日本に居ても貧なり外國に[illegible]貧なり唯日本に居ては到底生活の目途なき[illegible]外國に活路を得るの方便もあらんかと艱難を[illegible]一身に立つ事にして全く本人の一身に關する私[illegible]之を止むる道理もなく又これを止めざりとて[illegible]職業と以て此者等へ授く可きや君[illegible]

ざ多き故に海外に渡る者も丁度ろの割合に準じく一見先づ貧乏人の群集の如くに思はるれども其群集中自ら人物なきに非ず前年渡航の時には見るかげもなかりし寒貧生が先方にて千辛萬苦を嘗め遂に身を起して既に歸國し或は今尚は彼の地に留る者は我輩の親しく見聞する所にても甚だ少なからず又或人の憂る所みてい支那人れ例と引き日本人が次第に外國に渡りて次第に醜体を現はすに於ては遂に第二の支那人と爲る米國などにては數年の後に至り日本人放逐の汚辱と被るまと今の支那人の如くなるやも圖る可らずとて心配の樣子なれども是れは各國人の氣風に關することにして我日本人の性質卑屈賤陋なること支那人と同一樣ならんには是非なれ次第なり即ち日本が卑屈賤陋なるが故に其眞面目と露はすまでのことなれども我輩が仮に身を局外に置き冷淡なる眼と以て評と下しても支那人と日本人とは同一の地位に置く可らず其相違の點の多き中にも日本人と改進を悅んで支那人は進むと知らず日本人は身の改進のた先又榮辱のために時として財と愛まず又生命とも顧みざる者多しと雖ども支那人れ錢のために精神と賣るものあり是れ即ち數千百年來日支二國の教育習慣に由來するものにして其今日の實跡に現はれて爭ふ可らざるは世界公衆の認る所なり況んや日本より外國に渡航する者は無智文盲の寒民のみにあらず良家の子弟にして相應に資金をも用意し學問れために又商業見習の爲先に其行を企る者あるの時節なるに於くとや數年の後には我外交も次第に親密となりて次第に我國をして歐米文明國の伍に入らしむるの日ある可きや疑を容れず國と國との交際は其國人の往來繁多なるに由りて厚きを致すものあれば今日の急は事れ些末と問はず唯當さに內外人の出入來往と自由自在にならしむるに在るのみ左れば或人が漫に海外に在る日本人の醜体如何と憂るは其心事國のため優しきに似たれども畢竟するに事物の現相と見て其極端と過慮する者より外ならず我輩は寧ろ其度量の今少しく濶大にして成跡の美惡を期そるに數年の猶豫あらんまとと祈る者なり

官報

○閣令第三號　各官廳

歲入歲出出納規則左ノ通制定シ來十九年度ヨリ施行ス

明治十九年三月六日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

歲入歲出出納規則

第一章 總則

第一條 此規則ニ揭クル歲入トハ每年裁定セラレタル豫算ニ據リ國庫常用部ヘ收入スル所ノモノニシテ分テ二部トス但特別ノ收入ニシテ整理上部門ヲ分ツヲ必要トスルモノハ之ヲ加フルコトアルヘシ 第一部 租稅 第二部 手數料ノ性質ヲ以テ徵收スル諸收入、官有ノ財產物品ヨリ生スル諸收入、官業益金、罰金科料沒收金ノ類、諸貸付金ノ返濟金、返納金、特別ノ事務ニ充ル諸寄付金等ヲ租稅外ノ收入○第二條 此規則ニ揭クル歲出トハ每年裁定セラレタル豫算ニ據リ國庫常用部ヨリ支出スル所ノモノニシテ分テ三部トス但特別ノ經費ニシテ整理上部門ヲ分ツヲ必要トスルトキハ之ヲ加フルコトアルヘシ 第一部 國債元利、年金、恩給、諸祿ノ類 第二部 帝室御用度、神社ノ諸費 第三部 各廳ノ經費○第三條 此規則ニ於テ納人ト稱スルハ府縣、各納稅者、其他政府ニ對シ仕拂ノ義務ヲ有スル者ヲ云○第四條 此規則ニ於テ受取人ト稱スルハ官吏、會社、一私人ノ別ナク總テ政府ヨリ仕拂ヲ受クヘキ權利ヲ有スル者ヲ云○第五條 此規則ニ揭クル金庫トハ大藏省金庫局其出張所及國庫金取扱所若クハ現金仕拂所ヲ云○第六條 金庫ノ出納ハ臨時急施ヲ要スル者ヲ除クノ外總テ大藏大臣ノ指定スル開庫時間ニ限ル○第七條 此規則ニ稱スル收支命令官トハ明治十四年第三十六號達及特別ノ制規ニ據リ定メタル金穀物品收支命令ノ權ヲ有スル當該官ヲ云」分任收支命令官トハ同達ニ據リ收支命令ノ權ヲ分任セラレタル當該官ヲ云○第八條 帝室御用度ハ內藏頭ノ請求ニ依リ現金ヲ內藏寮ヘ交付シ其出納ハ別段ノ規則ニ據ルモノトス

第二章 出納ノ開閉

第九條 一會計年度（每年四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテ）ニ屬スル歲入歲出ノ出納ハ第十條第十一條第十二條ノ場合ヲ除キ總テ每年四月一日ヲ以テ開始ス○第十條 特別ノ制規ニ據リ俸給等ノ前渡ヲ要スルトキハ出納ノ開始前ニ於テ支出ヲ爲スコトヲ得○第十一條 在外各廳ノ經費、現金仕拂所ナキ地方各廳ノ經費送付ノ爲メ前年度十二月一日以降特ニ支出ヲ爲スコトヲ得○第十二條 前條ノ外旅費手當ノ如キ支給ノ方法ニ由リ前年度內ニ支出スルノ必要ナルモノアルトキハ出納開始前ニ支出ヲ爲スコトヲ得○第十三條 各廳ニ於テ歲出ノ仕拂ヲ結了セサルモノハ整理ノ爲メ翌年度八月三十一日マテ該會計年度ニ屬スル支出ヲ爲スコトヲ得○第十四條 在外各廳及現金ヲ出納スル各廳ハ三月三十一日以後ハ該會計年度ニ屬スル收支ヲ執行スルコトヲ得ス但概算支出ノ精算ノ爲メニ必要ナルトキハ翌年度五月三十一日マテ特ニ收支ヲ爲スコトヲ得○第十五條 金庫ニ於テハ每年度會計整理ノ爲メ翌年度十一月三十日マテ出納ヲ爲スコトヲ得

第三章 歲入

第十六條 歲入ニ係ル現金ノ收納ハ總テ大藏大臣之ヲ管理シ各廳ノ收支命令官ハ其徵收ヲ監理シ現金ハ直ニ金庫ニ收納スルモノトス但左ニ揭クル各項ノ收入ハ現金ヲ各廳ニ收納スルコトヲ得 第一項 郵便收入 第二項 電信收入 第三項 公賣處分ニ依リ收入スル稅金、過料、沒收金、手數ノ類 第四項 在外各廳ノ收入金 第五項 諸寄付金ノ類○第十七條 前條但書ノ外臨時非常ノ場合若クハ特別避クヘカラザル場合ニ於テハ現金ヲ各廳ニ收納スルコトヲ得但其場合ニ於テハ即時其旨ヲ收支命令官ヨリ大藏大臣ニ報告スヘシ○第十八條 歲入ハ徵稅令書若クハ納額告知書ヲ發シテ之ヲ徵收スルモノトス但第十六條但書ノ收入ニシテ各廳ニ現金ヲ收納スルトキハ此限ニアラス○第十九條 第一部歲入中內國稅ヲ徵收スルトキハ北海道廳長官若クハ府知事縣令ノ命令ニ據リ郡區長ヨリ戶長若クハ各納稅者ニ對シ徵稅令書ヲ發スル者トス○第二十條 戶長ハ徵稅令書ヲ受タルトキハ其町村一人別納額元帳ニ據リ各納稅者ニ徵稅傳令書ヲ發スルモノトス○第二十一條 第一部歲入中關稅及第二部歲入中稅關ノ諸收入ヲ徵收スルトキハ大藏大臣ノ命令ニ據リ稅關長ヨリ各納人ヘ納額告知書ヲ發スルモノトス○第二十二條 第二部歲入（稅關ノ諸收入ヲ除ク）ヲ徵收スルトキハ各廳ノ收支命令官ノ命令ニ據リ會計主務官ヨリ各納人ヘ納額告知書ヲ發スルモノトス○第二十三條 第一部歲入中納期ヲ限定シタルモノハ納期ノ十五日以前（納期日ノ數日ニ涉ルモノハ其初日ノ十五日以前以下同シ）ニ其隨時納期ヲ定ムルモノハ其都度徵稅令書若クハ納額告知書ヲ發スヘシ但納期ヲ限定シタルモノト雖ドモ稅則ニ因リ十五日ノ猶豫ナキモノハ此限ニアラス○第二十四條 戶長ハ徵稅令書ヲ受領シタルトキハ納期日以前ニ各納稅者ニ徵稅傳令書ヲ發シ稅金ヲ取纏メ[illegible]○第二十五條 第二部歲入中納期ヲ限定シタルモノハ納期ノ十日以前ニ其隨時納期ヲ定ムルモノハ其都度納額告知書ヲ發スルモノトス○第二十六條 國稅ヲ除ク外[illegible]及物品ヲ以テ徵收スルモノ又ハ第十六條但書ニ屬スル歲入ハ總テ納人ヲシテ現金ヲ金庫ニ納付セシ[illegible]第二項第[illegible]納スルモ[illegible]納付書ヲ[illegible]スヘシ但[illegible]付ノ方法[illegible]第二十六條[illegible]ルニハ同[illegible]ヘシ○第[illegible]ルトキハ[illegible]收ノ證ヲ[illegible]合ニ於テ[illegible]○第三十[illegible]之ヲ金庫[illegible]納期前ニ[illegible]滿ハ七日[illegible]

[illegible]

○辭令
補海軍次官
補海軍大臣
補海軍大臣
[illegible]

○京城井に[illegible]
○商工會の[illegible]